

2020年10月

お客さま各位

新井信用金庫

通帳未記帳明細のおまとめ記帳のお知らせ

日頃より当金庫をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、普通預金などで通帳を使用されない取引（以下「未記帳取引」）が50件を超えますと、ご入金・ご出金それぞれの合計件数・合計金額に集約して記帳させていただきご案内をし、その期日までに記帳されていないお客様にはおまとめ記帳を行うことを、郵送にて通知させていただいております。

大変恐縮ですが、このたび「通帳記帳を行っているお客様との均質なサービスの提供」や「紙資源の節約」また「個人情報漏洩の危険性」の観点から2020年10月をもって、ご案内は終了させていただきます。

なお、今後、未記帳取引が100件を超えた場合は、これまで通り合計件数・合計金額で集約記帳させていただきますので、おまとめ記帳とならぬようにお手数でもこまめに通帳記帳をお願いいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

以上

【詳記】

- ※ATMでのお取引に際し、未記帳取引が60件を超えた場合に「取引明細票」に未記帳についての案内が印字されます。（2020年12月より実施）
- ※集約された未記帳取引の明細が後日必要となった場合には、当金庫窓口にて「取引履歴明細」照会を申し出ていただくことで明細をお取りしてお渡しすることができます。
- なお、「取引履歴明細」の取得に際しては、1回あたり所定の手数料がかかります。
- ※通帳記帳は近隣の上越信用金庫・柏崎信用金庫・長野信用金庫等でも記帳することができます。
- ※個人のお客さまは、スマートフォンで取引明細を確認できる「しんきん通帳アプリ」を無料でご利用いただけます。